第４章　環境施策

1　環境施策の体系

目標とする環境像	基本目標	個別目標
豊かな自然に育まれた人と歴史　あたたかな心かようまち　香取	Ⅰ 循環型社会の実現 ～ごみを出さないライフスタイルを実践するまち～	1 3Rの推進
	Ⅱ 安心・安全社会の実現 ～快適な生活環境を未来に伝えるまち～	2 安心・安全な生活環境の保全
		3 水循環の保全
		4 快適な町並みの形成
	Ⅲ 自然共生社会の実現 ～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～	5 生物多様性の保全
		6 みどり・水辺の保全
	Ⅳ 低炭素社会の実現 ～COOL CHOICE を実践するまち～	7 省エネルギー化の推進
		8 再生可能エネルギーの利用促進
		9 まちの低炭素化の推進
		10 気候変動適応策の推進
	Ⅴ 環境保全活動の拡大 ～協働による環境活動を実践するまち～	11 環境に配慮した行動の実践
		12 環境教育・環境学習の推進
		13 協働による環境活動の推進

基本施策	関連する SDGs
1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発 1-2 分別排出の徹底 1-3 資源化推進のための仕組みづくり	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
2-1 公害防止対策の推進 2-2 監視、測定の実施	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを
3-1 健全な水循環の維持 3-2 良好な水環境の維持	
4-1 まちの美化の推進 4-2 町並み景観の保存・育成	
5-1 動植物の生息・生育環境の保全 5-2 生物多様性の保全に向けた普及・啓発	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう
6-1 里山の保全と活用 6-2 農地、森林の保全 6-3 水辺の保全と活用 6-4 公園の整備・維持管理	
7-1 家庭の省エネルギー化の促進 7-2 事業所の省エネルギー化の促進 7-3 公共施設の省エネルギー化の推進	3 すべての人に健康と福祉を 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
8-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進	
9-1 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進 9-2 環境負荷の少ない交通システムへの転換の推進	
10-1 自然災害対策の推進 10-2 健康被害対策の推進	
11-1 環境保全行動の実践に向けた普及・啓発 11-2 環境活動情報の共有	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
12-1 学校における環境教育の充実 12-2 地域における環境学習機会の拡充	
13-1 環境ボランティア・環境リーダーの育成 13-2 環境に配慮した活動への支援 13-3 協働による環境活動、イベントの充実	

2　環境施策

基本目標 Ⅰ	循環型社会の実現 ～ごみを出さないライフスタイルを実践するまち～

施策展開の方向性

限りある資源を長く、大切に使い続けるため、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの社会経済活動を根本から見直し、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。

そのため、生産・流通・消費の各段階において、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷の抑制や二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減に資する社会経済システムの実現が重要です。

ごみを減らすためには、まず、ごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することが必要です。

これまでの３Ｒの推進により、再資源化量は増加しましたが、ごみの総排出量は増加していることから、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の２Ｒの推進に主眼を置きながら、市民や事業者への普及・啓発活動を実施していきます。

関連する SDGs

達成目標

指標	目標値（2029 年度）	現状値（2017 年度）
市民１人１日当たりのごみ排出量	819ｇ/人・日	1,039ｇ/人・日
リサイクル率	33.0%	18.87%
集団回収による資源ごみ回収量	1,498 t	966 t

市民の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- 食品ロスを出さないように配慮する。
- リサイクルの手間を惜しまない。
- ごみは正しく分別してから出すことを徹底する。
- 資源物を出すときは、市の回収や地域の回収活動に参加する。

事業者の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは作らない。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- 食品ロスを出さないように配慮する。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理する。
- 資源にできるものは主体的に回収する。

コラム：ごみ減量の工夫

本計画の市民１人１日当たりごみ排出量の目標を達成するためには、１人１日約 200ｇ、なし約１個分のごみを削減する必要があります。
まずは、家庭でも簡単にできる取組からはじめてみましょう。

削減の目安

なし(１個)
200g

●生ごみの水分をよく切りましょう！
家庭から出る生ごみの約 70～80%は水分です。ごみステーションに出す前に、ひと手間かけ、水分をよく切りましょう。

水切りネットや市販のひと絞りグッズを活用してみましょう。

●マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにしましょう！
レジ袋は、１人当たり年間 300 枚近く使用しているとの調査結果もあります。マイバッグの持参を習慣にしましょう。

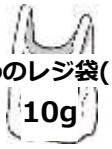

大きめのレジ袋(１枚)
10g

市の取組

個別目標１　３Ｒの推進

1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

市広報紙や市ウェブサイト、パンフレット、ポスターなどを活用して、ごみの発生抑制のための情報提供をするとともに、資源循環に配慮した事業活動やグリーン購入[※1]の重要性などについて、普及・啓発活動を行います。

また、市民や事業者にごみを作らない、排出抑制を実現するための工夫を呼びかけていくほか、フリーマーケットやリサイクルショップによる再使用の促進を図ります。

1-2 分別排出の徹底

一般ごみとして出される資源物を削減するため、ごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく市民や事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

1-3 資源化推進のための仕組みづくり

分別排出の徹底、不要となったものを再使用、再資源化するための仕組みづくりを行うとともに、引き続き集団資源回収運動に取り組み、分別排出されたごみの効率的な再資源化を行います。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	市広報紙や市ウェブサイトなどで、3Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。	環境安全課
②	ごみについての学習会などを開催し、ごみの３Ｒ（発生抑制、再使用、再資源化）意識等の普及・啓発を行います。	環境安全課
③	市民、事業者及び市の三者が一体となって、レジ袋の削減に向けた取組を推進します。	環境安全課
④	家庭や飲食店などに対し、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。	環境安全課
⑤	生ごみ処理機などの設置費に対する助成をします。	環境安全課
⑥	生ごみの減量化に向けて、生ごみの水切りを徹底するよう家庭や飲食店などへ呼びかけていきます。	環境安全課

※１ グリーン購入：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

	施策	担当部署
⑦	ごみの分別・収集方法を周知し、ごみステーションなどの設置場所や管理方法などについて適切に指導・助言します。	環境安全課
⑧	空カン、空ビン、ペットボトル、紙類、布類などの回収､再資源化を推進します。	環境安全課

コラム：リサイクル拠点施設

香取市では、ごみの減量化及び再資源化を促進するため佐原清掃事務所をリサイクル拠点施設と位置づけ、資源循環型社会の構築を推進しています。

市内一般家庭から排出される資源物（事業活動によって発生したものは対象外）は、同施設へ搬入することができます。

【受入日時等】

・平日及び祝日（ゴールデンウィークと年末年始を除く）
・午前９時～午後４時（正午から午後１時までを除く）
・手数料：無料
・住　所：香取市大崎 1900
・電　話：(0478) 58-1400

【搬入できるもの】

紙類（新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、紙パック）

衣類

汚れが激しいものは対象外
ぬいぐるみ・枕・布団・帽子なども対象外

ペットボトル

キャップとラベルをはずし、指定袋または透明な袋に入れる

ペットボトルキャップ

袋に入れる

発砲スチロール

汚れが激しいもの、白色トレイは対象外

剪定枝

竹、病害虫の被害を受けた枝木、刈草、落ち葉は対象外

廃食用油（植物性食用油に限る）

キャップはよく締めて
鉱油、動物系油、凝固剤で固めたものは受入不可

使用済小型家電

個人情報は消去し、乾電池・電球・外箱は取り除いて排出

基本目標 Ⅱ	安心・安全社会の実現 ～快適な生活環境を未来に伝えるまち～

施策展開の方向性

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査のほか、公害の発生防止に向けた取組の実施など、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

特に、河川の水質改善を図るため、下水道施設への接続を推進するほか、事業所・工場などからの排水規制、汚水処理施設における適切な排水処理などの取組を推進します。

また、河川流量の維持や地下水を保全するため、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林の保全を図り、健全な水循環の確保に努めます。

さらに、本市は歴史的な町並み景観や緑豊かな田園景観、四季が感じられる豊かな自然景観が一体となり、自然と調和した良好な生活空間を創りだしています。

魅力的で快適な町並みを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に関する市民意識の高揚、不法投棄の発生抑止を図るとともに、伝統的建造物や景観形成指定建築物の保存修理など歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。

関連する SDGs

達成目標

指標	目標値（2029 年度）	現状値（2017 年度）
一般大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）	100%	100%
自動車騒音環境基準達成率	100%	77.0%
河川 BOD 環境基準達成率	100%	62.5%
汚水処理人口普及率	現状値以上	61.7%

市民の取組

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がける。
- エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎む。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はしない。
- 下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続する。
- 下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への転換に努める。
- 雨水を溜めて、打ち水などに活用する。
- 地域の公園の清掃など美化活動に積極的に参加する。
- 地域の自然景観や歴史的・文化的景観の保全事業・活動に協力する。

事業者の取組

- 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭などの防止に努める。
- 排水基準を遵守する。
- 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力する。
- エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎む。
- 雨水貯留施設の設置を検討、導入する。
- 雨水を溜めて、打ち水などに活用する。
- 地域の自然景観や歴史的・文化的景観の保全事業・活動に協力する。

市の取組

個別目標２　**安心・安全な生活環境の保全**

2-1 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査の実施など、環境基準の達成に向けた取組を実施します。

2-2 監視、測定の実施

大気、水質、騒音、放射線量など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境安全課
②	建設残土や再生土による埋立てに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境安全課
③	大気、水質、道路交通の騒音、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境安全課
④	自動車交通騒音などを緩和するため、舗装の修繕を進め、道路環境の改善を実施します。	土木課
⑤	違法な野外焼却行為があった場合には指導します。	環境安全課

香取新島一般環境大気測定局

個別目標３ 水循環の保全

3-1 健全な水循環の維持

森林や農地が持つ水源かん養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させるため、土地利用の保全と適切な維持管理を促進するほか、短時間の集中豪雨などにより発生するおそれのある浸水被害の軽減を図るため、ため池の保全や雨水貯留施設の導入を検討します。

3-2 良好な水環境の維持

河川及び地下水における水質保全を図るため、下水道施設の維持管理を推進するほか、事業所・工場などからの排水規制、汚水処理施設における適切な排水処理などの取組を推進します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	香取市森林整備計画に基づき、間伐、造林、枝打、下刈などの森林施業が適正に行われるように取り組むとともに、水源かん養機能の公益的な機能を有する良好な森林については、森林所有者等との連携のもと、その保全と育成に努めます。	農政課
②	農地の多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払交付金事業等を活用し、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や景観形成などの活動を支援します。	農政課
③	雨水貯留施設の導入検討、排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進します。	土木課 都市整備課
④	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。	環境安全課
⑤	下水道施設の維持管理を推進します。	下水道課
⑥	下水道や農業集落排水整備区域では、下水道施設への接続を促進します。	下水道課
⑦	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	下水道課

コラム：健全な水循環

地球上の水は、海水や河川の水として常に同じ場所に留まっているのではなく、太陽のエネルギーによって海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るというように、絶えず循環しています。

この水循環によって塩分を含む海水も蒸発する際に淡水化され、私たちが利用可能な淡水資源が常に作り出されていることになります。このため、持続的に使うことができる水の量は、ある瞬間に河川や湖沼等の水として存在する淡水の量ではなく、絶えず「循環する水」の一部ということになり、この水循環を健全に保つことが持続的な社会を築く上で極めて重要になります。

健全な水循環の概念図

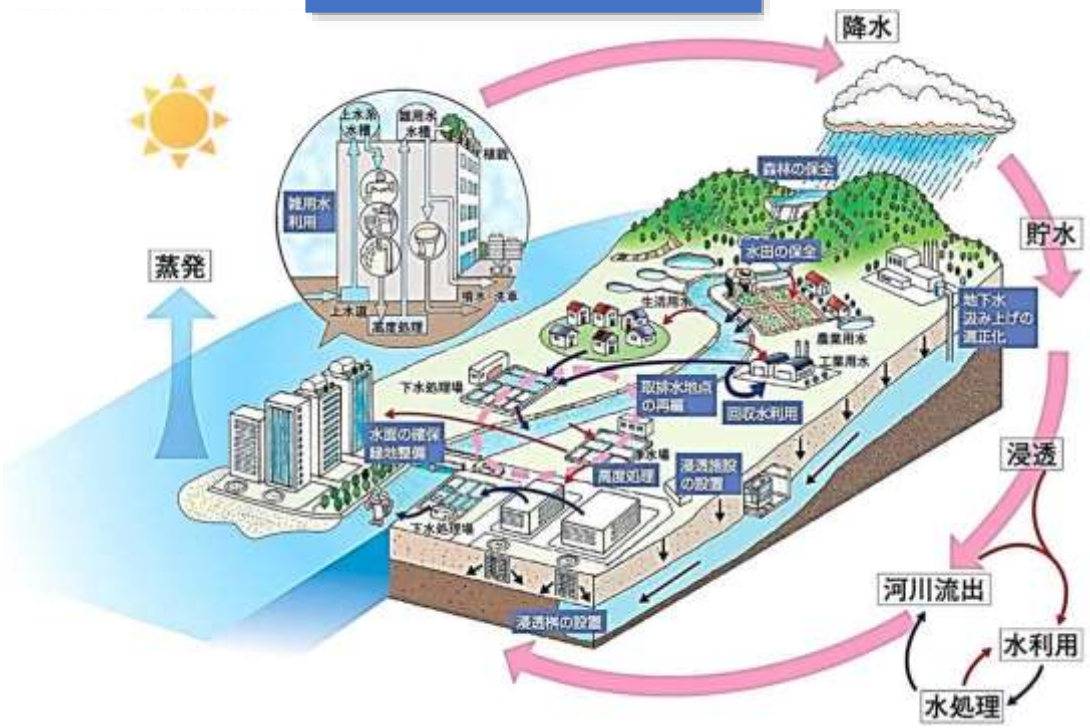

資料：水循環白書（内閣官房）

河川の水系流域に加えて、地下水のかん養・浸透・流下範囲、それら水を利用する地域や影響を受ける沿岸域など、人の活動により水循環へ影響があると考えられる地域全体を対象に、森林、河川、農地、都市などの人の営みと水に関わる自然環境を良好な状態に保つため、行政、事業者、住民などが連携して活動することを「流域マネジメント」といいます。

本市では、利根川流域の市町村と連携して、健全な水循環が維持されるように流域マネジメントに取り組んでいきます。

個別目標４ 快適な町並みの形成

4-1 まちの美化の推進

本市では、清潔できれいなまちをつくり、快適な都市環境を確保するため、香取市環境美化条例を施行し、対策に努めています。

引き続き、ごみの散乱や不法投棄を防止し、まちの美化を推進するため、市民や事業者のモラルの向上を図るとともに、地域との協働による取組として、ごみゼロ運動などを実施します。

4-2 町並み景観の保存・育成

重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史的な町並み景観の保存・育成を図り、地域の特色を生かした香取らしい景観づくりを推進します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	「ポイ捨てをしない、させないまちづくり」を目指して、市民、事業者及び市が協働して、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。	環境安全課
②	市民、事業者及び市が一体となってまちの美化を促進するため、ごみゼロ運動や地域で行う清掃活動を支援します。	環境安全課
③	不法投棄監視パトロールを実施します。	環境安全課
④	建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、景観や環境に配慮するよう指導を行います。	都市整備課
⑤	河川沿いや公園において、樹木植栽等の整備や維持管理を行います。 また、地域との協働による維持管理を進めます。	土木課 都市整備課
⑥	空家等について、所有者等へ適切な管理に必要な措置をとるよう指導等を行います。	都市整備課

基本目標 Ⅲ	自然共生社会の実現 ～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～

施策展開の方向性

本市は、農地、森林、河川など多様な環境で構成された里山が多く存在し、多くの生物がそれぞれの環境に適応して生息・生育しています。

しかし、長い時間をかけて造られた里山の自然環境は、社会経済やライフスタイルの変化に伴い、質・量ともに低下しつつあり、多くの生物の生息・生育状況の悪化や衰退が進んでいます。また、近年はオオキンケイギクなどの外来生物が増加し、香取固有の生態系に悪影響を及ぼしつつあります。

里山の自然環境を次世代へと引き継いで「自然と人が共生するまち」を実現するために、緑地や水辺の改変、耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取組を展開します。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供するほか、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

関連する SDGs

達成目標

指標	目標値（2029 年度）	現状値（2017 年度）
多面的機能支払制度加入面積	4,500ha	4,238ha
耕作放棄地面積	515ha	515ha
市民１人当たりの都市公園面積	9.62m^2/人	6.63m^2/人

市民の取組

- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深める。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加する。
- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持つ。
- 植栽やグリーンカーテンの設置など、身近な緑を増やす。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力する。

事業者の取組

- 開発行為を実施する際は、地域の自然環境や歴史的景観の保全に配慮する。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深める。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力する。
- 植栽やグリーンカーテンの設置など、身近な緑を増やす。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力する。

自然観察会

黒部川四季の花壇の花植

市の取組

個別目標５　生物多様性の保全

5-1 動植物の生息・生育環境の保全

市内の緑地や水辺などには、貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、貴重な動植物などの保護に向けた取組を推進し、市内の生物多様性を支えるネットワークを維持します。

併せて、多様な環境が織りなす生物多様性の基盤の保全に向けて、森林や水辺の改変、荒廃農地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境の維持と質的向上に向けた取組を実施します。

また、外来生物による生態系などへの被害防止に努めます。

5-2 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

自然観察イベントなどを通して、生物多様性の保全が私たちの日常生活や農業生産などの経済活動に密接した問題であることを、市民や事業者へ普及・啓発します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内の環境活動団体等と協働して、動植物の実態把握に努めます。	環境安全課
②	希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、適切な保全策を講じます。	環境安全課
③	外来生物法や生態系被害防止外来種リストに基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	環境安全課
④	自然観察イベント等の開催を図ります。	環境安全課
⑤	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。	環境安全課

コラム：市内で見られる貴重な動植物

本市には数多くの動植物が生息・生育していますが、ここに掲載した動植物は市内でも見ることができ、国や県のレッドリストに記載されている、絶滅が危惧されている動植物です。
貴重な動植物を保全するため、地域の環境活動に進んで参加しましょう。

ナガバコウホネ

■ナガバコウホネ

スイレン科コウホネ属の多年生の抽水植物で、本州に分布し、コウホネに似ているが全体に小柄で、主に流水域に生え、流水の強い環境では抽水葉を出さないことが多く、葉身は長楕円形で長さ幅の２～３倍。花柄は細く、花は多く水面に咲きます。
県レッドリストの最重要保護に選定されています。

キンラン

■キンラン

ラン科キンラン属の多年草で、日本では北海道を除く各地に分布し、5～6 月、黄色の花を 3～12 個、穂状につけます。ギンラン、ササバギンランなどの同属の他の種類に比べて、全体が大きく、葉の幅が広く、緑の色が濃くなります。
国レッドリストの絶滅危惧 II 類（VU）、県レッドリストの一般保護に選定されています。

アオバズク

■アオバズク

フクロウ目フクロウ科の鳥で、青葉が茂りだす春に飛来する夏鳥です。大木の樹洞を巣にすることが多いので、街の中の神社・仏閣の樹林、時には街路樹などで見ることができます。
「ホーホー、ホーホー」と 2 声ずつ続けて鳴く声が、一般にフクロウの声として親しまれています。
県レッドリストの最重要保護生物に選定されています。

オオヨシキリ

■オオヨシキリ

スズメ目ヨシキリ科の鳥で、夏鳥として５月頃に飛来し、ヨシ原で繁殖します。ヨシを切り裂いてその中にいる昆虫などを捕食する性質が、その名の由来と言われています。「ギョギョシ、ギョギョシ、ケケケケ」と聞こえる特徴のある声で鳴き、夜も鳴くことから「行々子（ぎょうぎょうし）」という俗名があります。
県レッドリストの一般保護生物に選定されているほか、日本水郷の中心をなす本市のシンボルにふさわしいことから、市の鳥に指定されています。

個別目標６　みどり・水辺の保全

6-1 里山の保全と活用

本市の原風景とも言える里山環境の保全に向けて、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理に努めます。

また、里山資源を活用した体験イベントなどの開催を図ります。

6-2 農地、森林の保全

作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全するため、耕作放棄地の解消に努めます。

また、森林が持つ水源かん養、大気浄化、動植物の生息・生育空間などの公益的機能の保全及び増進に努めます。

6-3 水辺の保全と活用

河川やため池、農業用水路などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めます。

また、市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とするイベントや河川清掃活動などを実施します。

6-4 公園の整備・維持管理

自然とのふれあいの場、やすらぎの場である公園、道路景観について、地域の市民や団体、事業者の自主的な活動による維持管理を支援します。

また、県の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例などに基づき、開発事業に伴う緑化を推進し、市内のみどりを保全・創出します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	市民団体等と連携して、里山環境の維持・保全を図ります。	市民協働課 農政課 環境安全課
②	里山資源を活用した自然体験イベントの開催や体験型観光の充実を図ります。	環境安全課 農政課 商工観光課

	施策	担当部署
③	人・農地プランに基づき、地域の担い手を確保、育成し、農地の利用集積を図ります。	農政課 農業委員会事務局
④	耕作放棄地を含めた農地を一定規模にまとめたうえで、農地中間管理機構を活用した基盤整備等を行い担い手へ貸し出すことで、耕作放棄地の解消と発生防止を図ります。	農政課 農業委員会事務局
⑤	農地の多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払交付金事業等を活用し、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や景観形成などの活動を支援します。（再掲）	農政課
⑥	香取市森林整備計画に基づき、間伐、造林、枝打、下刈などの森林施業が適正に行われるように取り組むとともに、水源かん養機能の公益的な機能を有する良好な森林については、森林所有者等との連携のもと、その保全と育成に努めます。（再掲）	農政課
⑦	水郷筑波国定公園や県立大利根自然公園などの美しい自然環境を保全します。	都市整備課
⑧	市民や環境活動団体などと連携して、市民参加による河川や湧水池などの水辺の維持管理の促進やイベント活動を展開します。	環境安全課 土木課
⑨	公園や広場、道路景観、貴重な樹林や大径木などについて、地域の市民や団体、事業者の自主的な活動による維持管理を支援します。	環境安全課 都市整備課 土木課
⑩	県の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例などに基づき、開発事業に伴う緑化を推進します。	都市整備課

里山の風景（谷津田）

黒部川クリーン作戦

基本目標 Ⅳ	低炭素社会の実現 ～COOL CHOICE を実践するまち～

施策展開の方向性

私たちの社会経済活動は、自然界から化石燃料や農林水産資源を取り入れ、これらの使用と廃棄を繰り返すライフスタイルの上に成り立っています。

特に、化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出は、地球温暖化の主な要因であり、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存に関わる最も重要な環境問題のひとつとなっています。

今世紀に入って以降、地球温暖化が原因ではないかと考えられる局地的な豪雨や夏の猛暑などが発生し、動植物の生息・生育域が変化するなどの悪影響が現れており、最も厳しい温室効果ガス排出削減の努力をもってしても、地球温暖化による気候変動の影響は避けることができないといわれています。

そのため、本市で暮らし活動する人々が積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を賢く選択していくよう促すことにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。

さらに、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていきます。気候変動の影響は、様々な分野に及びますが、本市においては水害・土砂災害への対策や健康被害への対策を推進していきます。

関連する SDGs

達成目標

指標	目標値（2030 年度）	現状値（2013 年度）
市域から排出される温室効果ガス総排出量	531,676 t -CO_2	718,865 t -CO_2
市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量	656 t -CO_2	1,093 t -CO_2

コラム：市域から排出される温室効果ガス総排出量の削減目標

我が国では、パリ協定に基づき、「2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26%削減」とする削減目標を、地球温暖化対策計画において掲げています。

本市においても国の目標を基準として、以下の目標を掲げます。

2030 年度までに 2013 年度比で
市域の二酸化炭素（CO_2）排出量を 26%削減する

この削減目標を排出量に換算すると、2030 年度の二酸化炭素排出量は 532 千 t-CO_2、削減量は 187 千 t-CO_2 となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務部門を中心に更なる省エネ行動の促進に向けた追加対策を実施します。

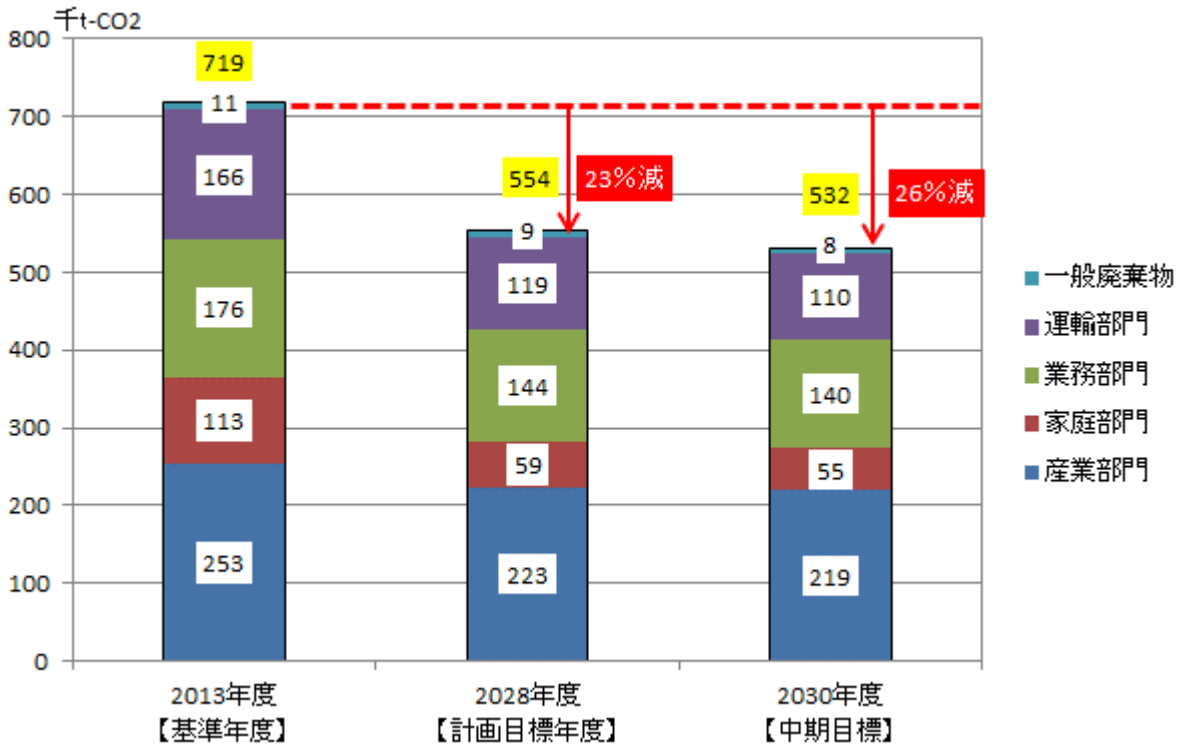

※ 将来の電力使用に係る排出係数は、2015 年度の東京電力の実排出係数 0.500kg-CO_2／kWh を用いています。

市民の取組

- こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- LED などの省エネルギー機器・設備の導入に努める。
- うちエコ診断の活用や環境家計簿を利用する。
- 再生可能エネルギーに関心を持ち、理解を深める。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムや薪ストーブなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用する。
- 自動車を利用する際は、エコドライブを心掛ける。
- 電気自動車など、次世代自動車の導入に努める。
- リフォームや建て替えの際には、省エネ建築物となるように努める。
- グリーンカーテンを設置して日差しを和らげる。
- クールシェアスポット※1を利用する。
- 災害への備えを確認しておく。

事業者の取組

- クールビズ・ウォームビズを実施する。
- 省エネ診断を受診する。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施する。
- 設備機器の更新や建物のリフォームの際には、高効率空調や BEMS※2など省エネルギー型の設備導入に努める。
- 環境マネジメントシステム※3（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入する。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムや薪ストーブなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- 自動車を利用する際は、エコドライブを心掛ける。
- 共同配送を採用するなど、物資輸送の省エネ化に努める。
- 電気自動車など、次世代自動車の導入に努める。
- クールシェアスポットの開設に協力する。
- 災害への備えを確認しておく。

※1　地域で気軽に集まって涼むことのできる場所や施設。
※2　ビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA 機器等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステム。
※3　事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。

コラム：エコチューニング

「エコチューニング」とは、事業者の建築物などから排出される温室効果ガスを削減するため、快適性や生産性を確保しつつ、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減を行うことをいいます。

◆エコチューニングの仕組み

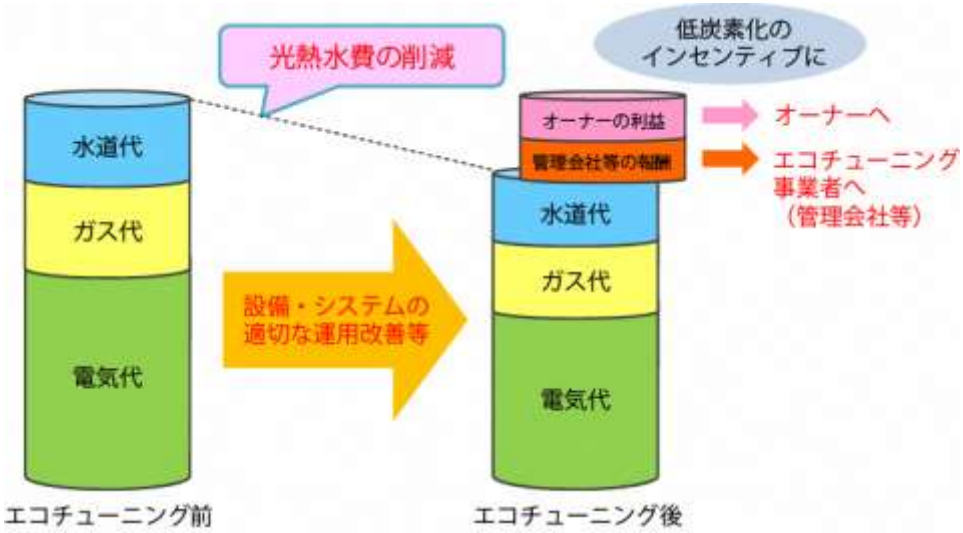

エコチューニングビジネスモデルでは、エコチューニングによる運用改善により削減された光熱水費を、ビルオーナーとエコチューニングを実践する事業者とで利益として分け合うことを想定しています。

エコチューニング事業者への報酬は、主に光熱水費の削減額の中から一定割合を支払うため、削減が出来なければ支払いは生じず、ビルオーナーにとって負担・リスクの少ないビジネスモデルです。

詳しくは、「エコチューニング推進センター」のウェブサイト（http://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/）をご覧ください。

個別目標７　省エネルギー化の推進

7-1 家庭の省エネルギー化の促進

温室効果ガスの排出量削減のために、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や省エネ講座などを開催し、低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択する COOL CHOICE 運動への参加拡大を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、県と連携しながら省エネ診断の周知と受診の促進などの取組を推進していきます。

7-2 事業所の省エネルギー化の促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動を啓発し、習慣化を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施を促進していきます。

7-3 公共施設の省エネルギー化の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「香取市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、COOL CHOICE 運動への参加を呼びかけます。	環境安全課
②	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー対策に関する情報の提供、環境イベントや環境学習講座の展開を図ります。	環境安全課
③	県と連携して、中小事業者向け省エネ診断の受診を促進します。	商工観光課 環境安全課
④	事業所における省エネルギー活動の促進のため、エコチューニングの実施を呼びかけます。	商工観光課 環境安全課
⑤	家庭や事業所における高効率機器の設置・購入を促進します。	商工観光課 環境安全課
⑥	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）の導入を促進します。	商工観光課 環境安全課

	施策	担当部署
⑦	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	商工観光課 環境安全課
⑧	香取市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	全庁
⑨	公共施設においては、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	財政課 施設所管課

個別目標８　再生可能エネルギーの利用促進

8-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

太陽光、太陽熱、木質バイオマス、水力などの本市に適した再生可能エネルギーについて、自然環境や生活環境への影響に配慮した利用を促進します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	太陽光、太陽熱、木質バイオマス、水力などの再生可能エネルギーの適切な導入を促進します。	環境安全課
②	太陽光、太陽熱、木質バイオマス、水力などの再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境安全課
③	公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。	財政課 施設所管課

コラム：成田香取エネルギー

成田香取エネルギーは香取市、成田市、シン・エナジー㈱（旧㈱洸陽電機）が共同で設立した全国初の２市で取り組む地域電力会社です。

香取市の太陽光発電所や成田市の清掃工場で発電された電力は、同社が市場価格よりも３%高く購入しています。また、同社から２市の庁舎や小中学校などの公共施設に電力を供給することで、公共施設の電力料金を従来より約13%削減しています。

２市にとっては売電収入の増加と公共施設の電力料金削減という２つの効果が得られており、地域で発電した電力を地域で消費するというエネルギーの地産地消を実現しています。

個別目標９　まちの低炭素化の推進

9-1 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進

建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行い、まちの低炭素化を推進します。

9-2 環境負荷の少ない交通システムへの転換の推進

環境負荷の少ない電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。

また、市民だけでなく、市外から仕事や観光などで本市を訪れた方々が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	戸建住宅や集合住宅、ビルの新築、増改築時には、省エネルギーに配慮できるよう、情報提供を行います。	環境安全課 都市整備課
②	電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。	環境安全課
③	公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	企画政策課
④	コミュニティバス、乗合タクシーの利便性の向上を図ります。	企画政策課
⑤	関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備をします。	土木課

薪ストーブ

電気自動車の公用車

個別目標 10 気候変動適応策の推進

10-1 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨などによる被害の軽減に向け、雨水の貯留・浸透及び利用の促進や、下水道施設の排水能力の強化など、市内の水害対策や土砂災害対策を進めます。

また、香取市洪水・内水ハザードマップの周知など、市民の防災意識の高揚を図ります。

10-2 健康被害対策の推進

熱中症の発症リスクが高まっていることから、市民へ向けて予防に関する情報提供などの普及・啓発を行っていくほか、クールシェアスポットの開設について事業者への協力を呼びかけます。

また、温暖化に伴い、これまで発症のなかったデング熱等の感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。	土木課
②	予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、香取市洪水・内水ハザードマップの周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。	総務課
③	熱中症患者の発生を予防するため、県と連携して市内の公共施設や事業所をクールシェアスポットとして認定し、休息施設としての利用を促進します。	環境安全課
④	熱中症の発生を抑制するため、市ウェブサイトや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。	環境安全課 健康づくり課
⑤	ジカ熱、デング熱等の動物由来感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。	健康づくり課

基本目標 V	環境保全活動の拡大 ～協働による環境活動を実践するまち～

施策展開の方向性

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

関連する SDGs

達成目標

指標	目標値（2029 年度）	現状値（2017 年度）
協働による環境保全活動数（住民自治協議会）	130 件	115 件
協働による環境保全活動数（事業者、ボランティア等）	10 件	5 件

市民の取組

- 環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- 自主的に環境学習に取り組む。
- 環境にやさしい行動の実践に努める。
- 地域の環境保全活動に参加する。
- 環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加する。

事業者の取組

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入する。
- 従業員を対象とした環境研修を実施する。
- 施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供する。
- 地域の環境保全活動に参加する。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に協力、参加する。

環境フォーラム

環境パネル展

市の取組

個別目標 11　環境に配慮した行動の実践

11-1 環境保全行動の実践に向けた普及・啓発

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民や事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民や事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

11-2 環境活動情報の共有

市広報紙や市ウェブサイト、SNS、回覧板などの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行っていきます。

また、市内で活動を行っている市民や環境活動団体などの取組を広く周知します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ運動の普及・啓発を進めます。	環境安全課
②	日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。	環境安全課
③	環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	環境安全課
④	市民や事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	環境安全課
⑤	市民や事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。	環境安全課

個別目標 12　環境教育・環境学習の推進

12-1 学校における環境教育の充実

将来の世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、さらなる充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取組を推進します。

また、市民や事業者などが環境保全に対する知見を活用した教育プログラムを用意し、学校はニーズにあった教育プログラムを選択する「出前授業」の仕組みを検討し、学校における環境教育の充実を図ります。

12-2 地域における環境学習機会の拡充

より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫などの改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	市民や事業者などが環境保全に対する知見を活用した教育プログラムを提供する出前授業の仕組みを検討し、学校における環境教育の充実を図ります。	学校教育課 環境安全課
②	環境学習の教材や教育プログラムなどの整備、充実を図ります。	環境安全課
③	自然観察会、緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる、体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。	環境安全課
④	地域の環境保全活動の組織づくりを支援します。	環境安全課
⑤	市民や事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。	環境安全課 生涯学習課
⑥	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行うよう努めます。	環境安全課 生涯学習課

個別目標 13　協働による環境活動の推進

13-1 環境ボランティア・環境リーダーの育成

様々な主体が参加できる講座やイベントの開催などにより、幅広い人々に対して意識と行動の啓発を行い、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアの育成を図ります。

市民や事業者の中から、環境学習や環境保全活動の推進役となる環境リーダーの育成を図ります。

13-2 環境に配慮した活動への支援

市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。

また、経済活動と環境配慮の両立を目指す中小企業の支援を図ります。

13-3 協働による環境活動、イベントの充実

市民や事業者などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントを開催し、充実を図ります。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	環境学習や環境保全活動の推進役となる環境ボランティア・環境リーダーの育成を図ります。	市民協働課 環境安全課
②	市民や事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	商工観光課 環境安全課
③	市民や事業者の環境活動の推進を図ります。	市民協働課 環境安全課
④	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民、事業者、学校、地域が実施する環境への取組を支援します。	市民協働課 環境安全課
⑤	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行う市民や事業者の交流を促進します。	市民協働課 環境安全課